

講演・講習

9月は東京都自殺対策強化月間です

講演会

「ストレスコントロールとセルフケア ～助けられ上手になろう」

日々のストレスを上手に管理し、自分自身のメンタルケアを理解し、対処することはメンタル不調を防ぐ重要なカギです。18万件を超えるメール相談の実績がある心療内科医から助けられ上手になるためのヒントを教えてください。

時 9月18日(水) 14:00～15:30

場 総合庁舎本館2階大会議室

師 横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長

山本晴義氏(右写真)

対 区内在住・在勤・在学者

定 100人(先着)

申 区(コード①)、電話で、8月16日～9月12日に、健康推進課健康づくり係(☎5722-9584)へ。手話通訳希望者は9月3日までに予約



自殺対策パネル展

心の相談窓口や自殺予防のためのリーフレットなどを配布します。

時 9月10日(火) 8:30～9月17日(火) 16:00

場 総合庁舎本館1階西口ロビー

ゲートキーパー養成講座

自殺対策において、命の門番である「ゲートキーパー」は特別な資格ではありません。身近なかたの悩みに気づき、声をかけ、傾聴するなどのポイントを学びます。

※講座の内容にはロールプレイングが含まれる場合があります

時 9月26日(木) 14:00～16:00

場 総合庁舎本館2階大会議室

師 NPO法人メンタルケア協議会精神保健福祉士

西村由紀氏(右写真)ほか

対 区内在住・在勤・在学者

定 100人(先着)

申 区(コード②)、電話で8月16日～9月12日に健康推進課健康づくり係(☎5722-9584)へ



動画配信ゲートキーパー養成講座

NPO法人OVAIによるゲートキーパー養成講座を公開しています。ゲートキーパーの基礎知識のほかストレスへの対処方法も学べる動画です。区(コード③)から視聴できます。



☎健康推進課健康づくり係(☎5722-9586、☎5722-9329)

お知らせ

権利擁護センター「めぐろ」 5年度事業報告

権利擁護センター「めぐろ」は、高齢者や障害のあるかたが地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、さまざまな支援を行っています。また、保健福祉サービス苦情調整委員の事務局としての業務も行っていきます。詳細は目黒区社会福祉協議会(コード④)をご覧ください。



相談事業

●一般相談(表1)

成年後見制度の概要、高齢者や障害のあるかたの福祉サービスの利用・日常的な金銭管理などの相談を受け付けています。

●専門相談(相談件数80件)

成年後見制度の利用、遺言・相続などについて、弁護士や司法書士による無料相談を行っています(予約制)。

表1 一般相談件数

内容	件数
権利擁護	2,201
成年後見制度など	1,097
苦情相談	136
その他	51
合計	3,485

日常生活自立支援事業・身体障害者等福祉

サービス利用援助事業

(年度末契約件数43件)

判断能力が十分でない高齢者や障害のあるかたなどに、次の支援を行っています(有料)。

- 福祉サービス利用援助(郵便物などの書類整理、各種行政手続きほか)
- 日常的な金銭管理(預貯金からの生活費払い戻しや公共料金支払いほか)

成年後見制度の利用支援事業

●後見人などの紹介(紹介件数51件)

親族以外の後見人などを希望するかたに、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家を紹介します。

●法人後見などの受任(表2)

親族や専門家に後見人を依頼することが困難なかたに、目黒区社会福祉協議会が法人として法定後見人などを受任しています。

●成年後見制度の啓発・親族後見人へのサポートほか

専門家で構成する「めぐろ成年後見ネットワーク」と協力し、講演会や出張講座、親族後見人支援のための交流会などを実施しています。

表2 法人後見などの年度末受任件数

内容	件数
法定後見人	6
法定後見監督人	6

保健福祉サービス苦情調整委員による苦情調整事業



(相談件数136件)

保健福祉サービスの苦情などを、利用者に代わり法律や福祉の専門家である保健福祉サービス苦情調整委員が中立的な立場で調査し、対応します。

苦情申し立て(表3)

苦情調整委員が面談(予約制)を行い、申立書を受け付けます。

苦情調整委員の対応状況(表4)

申し立てについて調査を行い、結果を申立人に通知するとともに、事業者などに改善の要望等を行います。

表3 苦情申立件数

内容	件数
介護保険に関するもの	1
高齢者福祉に関するもの	0
保健福祉に関するもの	0
障害者福祉に関するもの	0
障害者総合支援法に関するもの	2
低所得に関するもの	0
子育て支援に関するもの	1
保育に関するもの	1
合計	5

表4 苦情調整委員の対応件数

内容	件数
勧告	0
意見表明	0
文書による申し入れ	3
口頭による申し入れ	0
文書による要望	2
口頭による要望	0
申し立ての取り下げ	0
面談のみ	0
その他	0
合計	5

☎5年度苦情調整委員運用状況報告書は、8月下旬から、権利擁護センター「めぐろ」、地域包括支援センターのほか、区(コード⑤)でご覧になれます。

☎権利擁護センター「めぐろ」(☎5768-3964、☎5768-3965)